

【記載例】

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

資源の再利用の観点から、有害使用済機器を含むスクラップ等を適切に処理し、再資源化して販売する事業である。

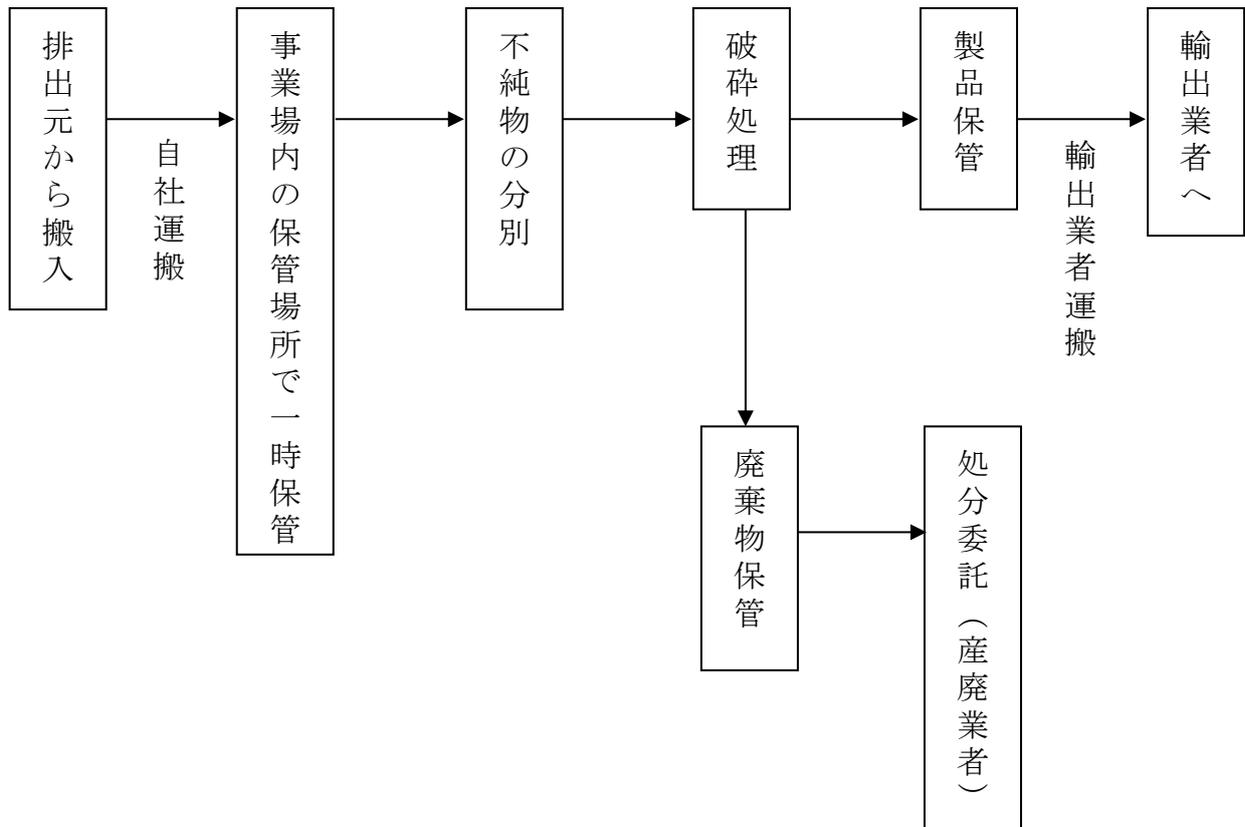
運搬方法は、当社のトラックにより排出元から事業場まで運搬し、不純物を取り除いて破碎処理を行って製品化し、輸出業者が当該事業場より搬出を行う。

製品規格として、不純物の無い 10mm以下に破碎したプラスチックチップであり、売却単価は〇〇円/tとし、年間〇〇tの販売を予定。

なお、処理に伴って発生した廃棄物については、廃棄物処理業者に委託して処分を行う。

また、事業を行うにあたっては、保管施設に係る掲示や適切な保管・処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係法令を遵守する。

2. 事業のフローシート



3. 取り扱う有害使用済機器の種類及び保管、処理量等

【保管のみ】

	有害使用済機器の品目	予定排出事業場の名称 及び所在地	保管量	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称 及び所在地）
1	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	株式会社〇〇商事 〇〇市〇〇〇丁目〇番	〇 t	株式会社△△ ▽▽工場 滝沢市〇〇〇丁目〇番
2	・電気洗濯機及び衣類乾燥機 ・フィルムカメラ ・磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	□□株式会社 盛岡市〇〇〇丁目〇番	△ t	株式会社△△ ▽▽工場 滝沢市〇〇〇丁目〇番
3				
4				
5				
6				
7				

【保管及び処分（再生を含む）】

	有害使用済機器の品目	予定排出事業場の名称 及び所在地	処分量	再生品量
1	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	株式会社〇〇商事 〇〇市〇〇〇丁目〇番	—	〇 t
2	・電気洗濯機及び衣類乾燥機 ・フィルムカメラ ・磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	□□株式会社 盛岡市〇〇〇丁目〇番	△ t	—
3				
4				
5				
6				
7				

4. 環境保全措置

(1) 保管の場所において講ずる措置

屋外保管については、床面コンクリート打設により地下へ汚水の浸透を防止し、汚水は処理施設を経由して排水する。

ねずみが生息し、蚊やはえ、害虫等が発生しないように、週に1度は保管場所をすべて片付け、清掃する。

火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物と混合するおそれのないように区分して保管するほか、消火器等を適切に配置する等、消防法に基づく指導を遵守する。

(2) 処理施設において講ずる措置

破砕に伴う粉じんの防止対策として、適宜散水を行う。

また、施設底面をコンクリート構造とすることで、地下への浸透を防止し、汚水は処理施設を経由して排水する。

管理目標値を騒音〇〇dB、振動〇〇dBと定め、年2回測定を行い、適切に管理する。

夜間（17時以降）については、処理を行わない。

火災の発生及び延焼対策として、有害使用済機器から潤滑油等を適切に回収し、有害使用済機器とその他の物と混合するおそれのないように区分して処理するほか、消火器等を適切に配置する等、消防法に基づく指導を遵守する。